

## 見守り 新鮮情報

SNS上に通常約6千円のシャンプーが**初回**500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、**細かい文字**で「**5回継続購入**」の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。

画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前回は**気が付かなかった**。事業者**に解約したい**と伝えたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ**断られた**。

(当事者：60歳代 男性)

5回購入が条件!?



©Kurosaki Gen

## 本当にお得? 注文確定の前に 契約内容をしっかり確認

### ひとこと助言

しっかり  
確認しよう



見守るくん

- ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第425号(2022年7月5日)発行：独立行政法人国民生活センター

悪質商法や契約トラブルなどでお困りのときは、消費生活センターへご相談ください。

川西市消費生活センター ☎072-740-1167

平日9時～12時 12時45分～16時(年末年始除く)、土・日・祝日お消費者ホットライン☎188(局番なし)